

平成29年定例会

予算決算常任委員会
戦略企画雇用経済分科会
説明資料

◎ 議案補充説明

- (1) 議案第110号「平成29年度三重県一般会計補正予算(第3号)」について(関係分) . . . 1
- (2) 議案第113号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」について . . . 9

平成29年6月22日

雇用経済部

◎議案補充説明

(1) 議案第 110 号「平成 29 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）」について

○ 総括表

(金額単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の 予算額
一般会計	13,896,596	70,714	13,967,310
うち雇用経済部予算	13,801,068	70,714	13,871,782
うち労働委員会予算	95,528	0	95,528
労働費	2,396,079	4,714	2,400,793
うち労働委員会予算	95,528	0	95,528
商工費	9,887,994	66,000	9,953,994
うち観光局関係予算	501,921	46,000	547,921
土木費（四日市港関係諸費）	1,612,523	0	1,612,523
特別会計	527,954	0	527,954
中小企業者等支援資金貸付事業等	527,954	0	527,954

○ 補正項目

(金額単位：千円)

項 目	細 事 業 名	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
職業訓練費	職業訓練 総務費 技能振興事業費	31,911	4,714	36,625	若者の技能検定の受検料の減免に係る国の支援制度の創設に伴い、本県の試験手数料を減額することから、技能検定を実施している三重県職業能力開発協会への補助金を増額（別紙1）
商工業費	商工業総務費 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業費	35,648	20,000	55,648	国の地方創生推進交付金の上乗せ事業を活用し、都市部大企業等とのパートナーシップの構築や、DMO・地域商社等の新たな業態でのプロフェッショナル人材のニーズの把握、導入に係るコンサルティング等を実施する経費を増額（別紙2）
	新産業振興費 県営サンアリーナ環境整備費	53,346	46,000	99,346	国の地方創生拠点整備交付金を活用し、県営サンアリーナの集客力を向上させるため、サブアリーナ内にボルダリング施設、フットサルコート等を整備する経費を増額（別紙3）

○ 債務負担行為

(金額単位：千円)

事項	期間	限度額
首都圏営業拠点施設賃借費	平成 29 年度～平成 34 年度	344,565

細事業名 技能振興事業費

課名 雇用対策課

事業概要(技能向上対策費補助金)

《目的》

知事に代わって技能検定試験を実施する三重県職業能力開発協会に対して、その経費補助を行うことを目的としています。

《具体的な支援項目・事業内容等》

若者の技能検定の受検料の減免に係る国の支援制度の創設に伴い、支援対象となる受検者の手数料を減額することで、1人あたりの差額、最大9,000円の補助を国から受けることができます。(県手数料条例の一部改正案を提出)

知事に代わって技能検定試験を実施する三重県職業能力開発協会の受検料収入について、この減額による減収分を補うため、技能向上対策費補助金を増額します。

〈実技試験手数料改正〉

在校生以外

17,900円 → 35歳未満 8,900円(▲9,000円)
→ 35歳以上 17,900円(改正なし)

在校生

11,900円 → 35歳未満 2,900円(▲9,000円)
→ 35歳以上 11,900円(改正なし)

〈増額補正分の算出〉

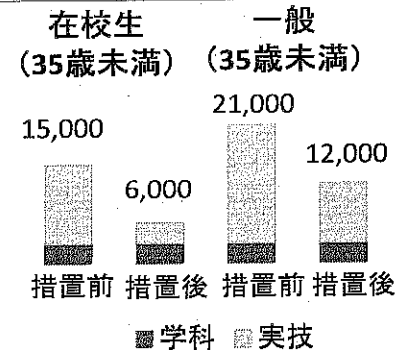
(1人あたりの国からの補助額) × (減額対象となる受検者の見込み数)
= 9,100円 × 518人 = 4,714千円

※減額対象となる受検者の見込み数は、平成27年度後期技能検定実技試験の実績を1.5倍(実績345人 × 1.5 = 518人)した人数。

※受検者に対して受検料の返還が必要になった際の振込手数料を考慮し、1人あたり100円が上乗せされている。

	実技試験手数料の減額に伴う技能向上対策費補助金 (6月補正予算事業)	技能向上対策費補助金 (既存予算事業)
国庫補助率	10/10	1/2
事業内容	実技試験手数料の減額による協会の減収分を補う	技能検定試験の実施等

減免措置による受検料の例
(学科+実技)



細事業名 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業費

課名 雇用対策課

事業目的

地域と企業の成長戦略の実現のために、県内中小企業・小規模企業の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材(以下、「プロ人材」という。)の活用による企業の経営革新の実現を促すことを目的とする。

既存予算事業概要

プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、マネージャー等が県内中小企業・小規模企業経営者に対し、経営改善など「攻めの経営」への意欲を喚起し、「攻めの経営」の実践をサポートするプロ人材の活用を促す。

その後、民間人材ビジネス事業者を活用し、企業の求人ニーズとプロ人材とのマッチングを支援し、採用後は、円滑に取組が進むよう、フォローアップを行う。

6月補正予算事業概要

現状の課題として、①プロ人材の還流ルートの多様化、②県内中小企業・小規模企業の人材不足解消や生産性向上、③DMOなどの新たな業態への支援、④広域ネットワークの形成、などが必要と考えられる。

そこで、プロフェッショナル人材戦略拠点の取組を強化するため、都市部大企業等とのパートナーシップの構築による多様なプロ人材の還流ルートの開拓、生産性向上に向けた柔軟な働き方改革の推進、DMOなどの新たな業態に対する人材支援などに取り組み、プロ人材の活用による企業の経営革新の実現を促す。

	6月補正予算事業	既存予算事業
国庫補助率	10/10	1/2
事業の対象者	県内中小企業・小規模企業、都市部大企業	県内中小企業・小規模企業、都市圏のプロ人材(求職者)
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部大企業等と連携し、プロ人材の県内中小企業・小規模企業への出向等による還流ルートを構築する。 ・プロ人材の活用による働き方改革の意識醸成のためのセミナーを開催する。 ・DMOや地域商社などの新たな業態向けのニーズ調査、先行事例にかかるセミナーを開催する。 ・近隣県の複数拠点が連携してセミナーなどを開催(参加)する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在成長力のある県内中小企業・小規模企業を訪問し、「攻めの経営」への意欲を喚起する。 ・企業のプロ人材活用のニーズを踏まえ、プロ人材とのマッチングを支援する。受入後の経営者、プロ人材双方に対するフォローアップを行う。 ・地域金融機関、商工会・商工会議所、民間人材ビジネス事業者等をメンバーとする三重県プロ人材戦略協議会を設置し、連携強化を図る。 ・中小企業・小規模企業経営者を対象にしたセミナーを開催し、成長戦略とプロ人材の必要性について、マインド醸成を図る。

細事業名 県営サンアリーナ環境整備費

課名 観光局 観光政策課

事業目的

伊勢二見鳥羽ラインに隣接し、自動車による交通アクセスが容易であり、かつ、近隣には鳥羽・二見のホテル・旅館街があるなどのサンアリーナの特性を生かし、スポーツコンベンション施設としての機能を高めることで、関西方面や名古屋方面からのスポーツを目的とした誘客を促進する。誘客に向けては、アスリート及びレジャー志向の強いサークル合宿での利用者を対象としたスポーツ合宿の誘致を進め、アフタースポーツに伊勢志摩地域ならではの観光を楽しむスポーツツーリズムを推進する。

また、平成30年開催予定の障がい者スポーツ「ボッチャ」の国際大会の開催など、障がい者スポーツでの活用も進める。こうしたサンアリーナを起点とした交流人口の拡大を図り、県内の観光消費額の増加につなげる。

事業内容

- ①サブアリーナのフットサルコート整備
既存のメインアリーナ(3面)と合わせて同時4面での活用が可能となり、全国有数の競技機能を有することで全国大会の誘致やスポーツ合宿の誘致を促進する。
- ②ボルダリング施設整備
サンアリーナの魅力向上のため、サブアリーナにボルダリングに親しむ施設を整備する。
※サブアリーナに2基、トレーニング施設に1基を想定
- ③トレーニング機器の設置
スポーツ合宿者(障がい者を含む)のトレーニング効果を高めるため、各種トレーニング機器の整備を行う。
※高強度トレーニング用ランニング機器、体幹トレーニング機器、ハンドサイクルトレーニング機器
- ④トイレの多機能化(オストメイト対応)
平成30年の障がい者スポーツのボッチャ国際大会の開催など、より障がい者スポーツに対応できるよう、トイレの多機能化(オストメイト対応)を図る。
- ⑤無料Wi-Fi化
設置済みの無線LANの機能を強化する。

◎議案補充説明

(2) 議案第 113 号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」について

1 改正理由・内容

若者の技能検定の受検料の減免に係る国の支援制度の創設に鑑み、手数料についての規定を整備するとともに、技能実習制度の改正に伴う等級区分の変更に係る規定の整理を行います。

2 施行期日

手数料減額に係る部分は平成 29 年 10 月 1 日、等級区分の変更に係る部分は平成 29 年 11 月 1 日から施行します。

3 概要

(1) 国の減免措置による技能検定実技試験手数料の減額

国において、若年者が技能検定を受検しやすい環境を整備し、各都道府県における「ものづくり分野」を支える必要な人材の確保・育成を支援するため、受検料の減免を行う都道府県等に対し、条件にあてはまる受検者の受検料 1 件あたり 9,000 円を上限として支援を講じることとなりました。

これに伴い、本県においても、実技試験手数料を以下のとおり 9,000 円減額することとします。

○実技試験手数料

対象者	変更前	変更後
35 歳未満の 2 級又は 3 級受検者	17,900 円	8,900 円
35 歳未満の 3 級を受検する在校生	11,900 円	2,900 円

【減額の対象条件】

- ・ものづくり分野の技能検定の 2 級又は 3 級の実技試験を受検する方
- ・35 歳未満の方（実技試験実施日が属する年度の 4 月 1 日現在）
- ・出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する以外の方

(2) 技能実習制度の改正に伴う等級区分の変更

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」及び「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、技能検定における等級区分の基礎1級と基礎2級を統合し、基礎級とすることとなりました。

これに伴い、三重県手数料条例における等級区分の基礎1級と基礎2級を統合し、基礎級に変更することとします。

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第一条関係）

改 正 案	現 行												
別表第四（職業能力開発促進法施行令第二条第一号） の規定に基づく技能検定試験手数料のうち 実技試験を行う場合）	別表第四（職業能力開発促進法施行令第二条第一号） の規定に基づく技能検定試験手数料のうち 実技試験を行う場合）												
一 特級、一級、二級（次号に規定する者を除く。） 三級（次号から第四号までに規定する者を除く。） 基礎一級、基礎二級及び単一等級	一 特級、一級、二級、三級（在校生を除く。） 基礎一級、基礎二級及び単一等級												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 70%;">技能検定の職種</th> <th style="width: 20%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>全職種</td> <td>一万七千九百円</td> </tr> </tbody> </table>	項	技能検定の職種	手数料の金額	一	全職種	一万七千九百円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 70%;">技能検定の職種</th> <th style="width: 20%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>全職種</td> <td>一万七千九百円</td> </tr> </tbody> </table>	項	技能検定の職種	手数料の金額	一	全職種	一万七千九百円
項	技能検定の職種	手数料の金額											
一	全職種	一万七千九百円											
項	技能検定の職種	手数料の金額											
一	全職種	一万七千九百円											
二 二級（当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者（以下この表において「在留資格者」という。）を除く。）に限る。）及び三級（当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者（第四号に規定する者及び在留資格者を除く。）に限る。）	(新)												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 70%;">技能検定の職種</th> <th style="width: 20%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>全職種</td> <td>八千九百円</td> </tr> </tbody> </table>	項	技能検定の職種	手数料の金額	一	全職種	八千九百円							
項	技能検定の職種	手数料の金額											
一	全職種	八千九百円											
三 三級（在校生（次号に規定する者を除く。）に限る。）	二 三級（在校生に限る。）												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 70%;">技能検定の職種</th> <th style="width: 20%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>全職種</td> <td>一万千九百円</td> </tr> </tbody> </table>	項	技能検定の職種	手数料の金額	一	全職種	一万千九百円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 70%;">技能検定の職種</th> <th style="width: 20%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>全職種</td> <td>一万千九百円</td> </tr> </tbody> </table>	項	技能検定の職種	手数料の金額	一	全職種	一万千九百円
項	技能検定の職種	手数料の金額											
一	全職種	一万千九百円											
項	技能検定の職種	手数料の金額											
一	全職種	一万千九百円											
四 三級（当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の在校生（在留資格者を除く。）に限る。）	(新)												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 70%;">技能検定の職種</th> <th style="width: 20%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>全職種</td> <td>二千九百円</td> </tr> </tbody> </table>	項	技能検定の職種	手数料の金額	一	全職種	二千九百円							
項	技能検定の職種	手数料の金額											
一	全職種	二千九百円											
備考 在校生とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。	(新)												

当するものをいう。

- 一 職業能力開発促進法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（短期課程の普通職業訓練並びに専門短期課程及び応用短期課程の高度職業訓練（以下この表において「短期課程訓練」という。）を除く。）を受けている者、同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（短期課程訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）又は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練（短期課程訓練を除く。）を受けている者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者
- 三 その他知事が認める者

施行日 平成29年10月1日

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>別表第四（職業能力開発促進法施行令第二条第一号の規定に基づく技能検定試験手数料のうち 実技試験を行う場合）</p> <p>一 特級、一級、二級（次号に規定する者を除く。）、 三級（次号から第四号までに規定する者を除く。）、基礎級及び単一等級</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>二～四 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>別表第四（職業能力開発促進法施行令第二条第一号の規定に基づく技能検定試験手数料のうち 実技試験を行う場合）</p> <p>一 特級、一級、二級（次号に規定する者を除く。）、 三級（次号から第四号までに規定する者を除く。）、基礎一級、基礎二級及び単一等級</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>二～四 (略)</p> <p>備考 (略)</p>

施行日 平成29年11月1日